

平成29年度第4回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認 2 平成29年度活動スケジュールの変更について 3 平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査に係る追加説明について 4 平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査の結果について 5 平成29年度報告書案について 6 平成30年度以降の実地調査の方向性について 7 その他
日 時	平成29年11月24日（金）10時00分～12時10分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	加島委員長、砂川委員、西村委員、中野委員
欠席者	上野委員、塩入委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度第3回会議録の承認 ・ 平成29年度活動スケジュールの変更の承認 ・ 平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査の中間報告の承認 ・ 平成30年度実地調査対象について再度検討
議 事	<p>1 開会、会議の定足数確認 （事務局）本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 平成29年度第4回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。 本日は、委員4名の御出席をいただいております。横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する、同規則第4条第2項に規定する、委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを、御報告いたします。 この後の進行につきましては、委員長よろしくお願いたします。 （加島委員長）ただ今から委員会を開会します。本日の会議は公開で行います。</p> <p>2 前回会議録の承認 （加島委員長）これより議事に入ります。まず前回会議録の承認です。前回会議録については既に事務局から送付済みです。御意見等がありますか。特に意見がなければ承認としますがよろしいでしょうか。それでは承認とします。</p> <p>3 平成29年度活動スケジュールの変更について （加島委員長）次に、「(2) 平成29年度活動スケジュールの変更について」に移りたいと思います。 今回臨時の調査があった関係で、スケジュールに修正が見込まれております。事務局から説明をお願いします。 （事務局）それでは、お手元の資料に基づきまして、担当係長から御説明いたします。 （事務局）＜資料2に基づき説明＞ （加島委員長）ありがとうございました。委員の皆さまから、何かあります</p>

か。よろしいでしょうか。それでは、今後の活動方針はこれで確定します。

4 平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査に係る追加説明について(加島委員長) 次に、(3)の平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査に係る追加説明について」に移りたいと思います。

本日は、先日の調査の追加説明として、調査先の所管課である神奈川区戸籍課から説明をさせていただきます。

なお、皆さまからの御意見は議事4の説明終了後併せて伺い、その後委員での意見集約をさせていただきたいと思います。それでは、所管課の皆さまお願いします。

(所管課) <資料3に基づき説明>

(加島委員長) ありがとうございます。それでは、引き続き次の議題にて審議会への中間報告案を検討していただきたいと思います。

5 平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査の結果について

(加島委員長) それでは「(4)平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査の結果について」に移りたいと思います。事務局から資料説明をお願いします。

(事務局) 先日の調査で委員の皆さまからでた御意見をもとに、事務局で中間報告案を作成しました。

それでは、お手元の資料に基づきまして、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料4に基づき説明>

(加島委員長) ありがとうございます。それでは、先程の資料3と只今の資料4について委員の皆さんから御意見を伺った後、委員での意見集約に移りたいと思います。意見集約の際には所管課の皆さまにはご退出していただくので、御質問があればここでお願いします。

(中野委員) 非公開の許可を求めることは可能ですか。カードの悪用のリスクについて共有したほうが良いと思います。それを公開すると治安上の問題が生じるかと思えます。

(事務局) それは委員長の権限として可能となっております。

(加島委員長) それでは、中野委員からの提案がございましたので、これからの悪用についての質疑については非公開にさせていただきますがよろしいでしょうか。それでは、これより一部の議事を非公開とさせていただきます。

【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第31条第2号、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非公開で進行】

<主な検討の趣旨>

- ・ マイナンバーの交付だけでなく、マイナンバーカードそのものの重要性を職員に再度認識してもらおうと共に、重要性を鑑みて被害届を提出すべきである
- ・ マイナンバーカードは公的証明書として利用される場合もあるので、被害があった方に対する対応は十分に検討すべきである。
- ・ 万が一、悪用による二次被害があった場合横浜市としての責任があり、

横浜市が紛失したことを証明しなければならないことも想定されるため、対応に関する記録を最長の保存年限で残すべきである。最低でも、それぞれのマイナンバーカードの有効期限までは記録を保存すべきである。

(加島委員長) よろしいでしょうか。それでは被害届の件は以上で、ここからは公開に戻します。その他に意見はございますか。

(西村委員) 細かいところですが、資料4-1のP4下から3行目の「同一の～2回を限度とし」とありますが、連続という言葉を入れたほうが良いかなと。「連続2回を限度として」とするべきかと思います。連続と書いていけば、誰か1回別の職員を挟んで復活できるということが明確になります。連続がないと、1回でも携わるともう復活できないとも読めてしまいます。そういう趣旨ではないので、連続と入れたほうが良いと思います。

(砂川委員) 同じページについてですが、あまりにメンバーが少なくて、連続2回までとしても厳しいという場合には、ダブルチェックをし、単独の人ではなく複数の人がやっていく等、状況に応じて対策していくことも考えられると思います。

また、これも12月から定期的な確認とありますが、具体的なやり方は落とし込めているのでしょうか。

(所管課) まだこれからになります。

(砂川委員) でしたら、こういった意見を反映していただければと思います。

(加島委員長) では、今の意見はよろしいですか。「連続」を入れるということ、ダブルチェックという話ということで、変更して頂くということ。

(所管課) 神奈川県で確認をする際は、在庫チェックはカードの枚数が多いため、複数名で行うことを念頭に置いていますので、ダブルチェックの方が適していると思います。

(西村委員) 1つ気になるのが、ダブルチェックだと2人の責任になる点です。単独責任にするとやる方が真剣にやりますし、数が合わなかった場合誰が点検したのかというのが明確になるという効果はあります。

(加島委員長) ダブルチェックの弊害もありますよね。

(西村委員) お互いそっちが見ているだろうと、形骸化する可能性があります。それぞれ良い悪いがあると思います。シングルチェックだと強烈に効くと思います。一枚合わなかったな、じゃあ直前に誰がチェックしたのだというところでわかってしまうので、点検者の真剣味は増すと思います。もし、一枚足りないのが分かっていたら、そこで手を上げないと後々分かった時に自分のせいになってしまうという効果もあり、良し悪しはあると思います。

(所管課) 今後、取りに来てない市民のカードの在庫を捨てるということがでてくると思うのですが、現状ですと分量的な面でいうと、シングルチェックで行うことが想定されます。

(中野委員) いや、おそらく、何番から何番の簿冊の1つを誰が見る、という意味でのシングルチェックが良いということだと思います。先程の複数体制でというのは「1人じゃやり切れないので何人かに手分けして見ているのです」ということだと、それはダブルチェックとは少し違ってきます。逆にどの簿冊をどの方がチェックしたか、責任を明確

にして、それを記録に残しておく、望ましいのかなと思います。
そのうえで監査責任者などもう一度チェックする人を設けるかどうかは実情によるのでしょうか。

(所管課) カードの配列とリストの配列がずれていることがあるので、カードをここからここまで誰が確認したか、ということを確認することが難しい気もします。ただ、リストで確認し、このページからこのページは誰が担当したという確認は可能だと思います。

(西村委員) 同じ冊子を2人で見ても、余計忙しくなるだけなので、手分けをして、それぞれの守備範囲を明確にする、というやり方ならばお互い良いところ取りなのかなと。そして同じ冊子については2回連続までを限度とすると。必ず3回目交代等とすれば、相互けん制機能がはたらくのかなと思います。

(砂川委員) 回収分もやるのですかね。回収されて廃棄されたものはいかですか。

(所管課) 廃棄については検討中です。

(中野委員) それは総務省の方から廃棄しても良いという通達は来たのでしょうか。

(所管課) 現在は転居や死亡でもう交付しないカードは早めに廃棄できるよう、神奈川区だけでなく横浜市全体の課題として市民局で段取りを検討し始めています。

(中野委員) マイナンバー自体は新しい制度ですし、はっきり言えば不正利用のリスクは基本的に刑罰があるので、そのおそれはないということでも日弁連等でも進んできていたのですが、これは1つの区の問題ではなく、いつかは起きるような問題の1つだったと思います。ただ問題は、大量交付が済んだあとで気の緩みということではないが、交付数が減ったあとの体制に切り替えることが進んでいなかったという部分があるかもしれません。また、こうした事件が起こったということは、類似の事件は起こらないように、庁内での意識を共有するのはもちろん、できる限りの被害防止に努めることが我々の責務だとは思いますが、区や市の責務を問えば良いという問題でないのは重々承知しておりますが、だとしても我々が気を抜くことはできないのだろうと思っております。

(加島委員長) 他にございますか

(西村委員) P6の(1)のところ、廃棄の際の確認は廃棄台帳につけて、シュレッダーにかけるということですね。責任職が1枚1枚確認をするということだと思のですが、この時は2名でシュレッダーをかけるとするべきかと思えます。なぜかという責任職一人が悪意を持ちポケットに入れて、廃棄したことにして犯人グループに売り渡すとか起こり得るので。責任職も二人でやったほうが安心すると思えます。2名で必ず廃棄する、そして誰が廃棄したのか印鑑を廃棄台帳に押させる等をすれば、より効果的かと思えます。責任職も全部自分の責任になってしまうのは苦痛だと思えますし、2人でやれば確実に、悪意のある2名が組まないと無理だと思うので。また、シュレッダーする時はそんなに時間がかからないと思えますし、2人でやっても良いのかなと思えます。

(加島委員長) はい。他にございますか

(中野委員) P7 オの業務範囲についてですが、正規職員も関与させるシステムを作った方が良いというのは確かなのですが、もう一つやはり、

業務の中身や書類の中身を正規職員が知っているということが、アルバイトにきちんと伝わるということが大事だと思います。マイナンバーにしても個人情報にしても特殊な分野になりますので、どうしても一部に任せるといふのがあります。弁護士会でもなんで質問が毎回僕のところに来るのかと思うこともあります。会議室でお話しを伺っていた時には非常に明確なお答えだと感じました。しかし現場を見に行った時には、職員の方の対応の素早さと、どこに何の資料があるかめくる手つきと、それを聞いていた課長の方の認識では対応に違いがあることがはっきりと分かってしまう。そうすると職員としてはこの課長はわかっていないな、また私の仕事をチェックできないのだと思われるのではないか。それでは緩いのではないかと感じてしまいます。そこは目が届いているという印象を与えられる形できちんと見える体制を実態として作っていかねばとても助かります。

(所管課) 12月に向けて手順書を作っており、それについてはアルバイトに関しても管理職で咀嚼してその手順書を作ろうとしています。また、その手順をアルバイトに伝えていきたいと思っています。

(加島委員長) 私からも、資料3-2をありがとうございます。それで、今現在マイナンバーのアルバイトは4人いるわけですね。これは本市勤務年数1年4か月とはどういう計算ですか。

(所管課) このアルバイトは他区の臨時的任用を経験していましたので、そこが含まれています。他区での経験が何か月だったかは、確認します。

(加島委員長) 知りたかったのは、アルバイトは頻繁に変わるのかということなのですが。長い人が多いのかどうか、ということですね。

(所管課) この表で35番の職員は5月から10月まで続けて勤務はしています。37番の職員は2か月。横浜市の場合、アルバイトは短期間ですと2か月雇用しています。雇用終了した後の2か月は同一のアルバイトは雇用しないというのがあるので、2か月単位で雇っている場合もあります。長期で業務が発生している場合は、長期でお願いする場合があります。その際は、勤務日数を月から金とするのではなく、月火だけの2日間にするとといった調整をすることもあります。ですからその方々は長めに続けてもらえるのであれば勤務していただくようにはしています。

(加島委員長) マイナンバーのアルバイトは、簡単な事務作業だから変えても良い、とはならないと思います。個人情報扱う重要な仕事になるので、長期雇用のアルバイトを使ったほうが良いのではないのでしょうか。

(所管課) なるべく長期で勤務していただきたいとは思っております。

(加島委員長) 研修の話もありましたが、2か月の人に研修してもねえというところがあります。

(所管課) 来ていただいた方は他区などの、経験のある方に来ていただくようにしていますし、なるべくは長期間やっていただけたらこちらとしても安心して業務を任せられると思っております。

(加島委員長) 今は非正規(特別職)の職員を正規化(一般職化)するという地方公務員法の改正もあるので、またアルバイトをどう使っていくかというのは非常に難しいと思います。

(中野委員) 無期雇用(任期付き職員制度)は5年なので、それに比べればとは思いますが。2か月の雇用というのはいかにも短いかなど。それだと研修にしても毎回受けなければならないのか、と思うのも無

理はないです。2か月で期間を区切らなければいけないというのは、法律等では決まりがあるかといえば、あるわけではないと思うので、何か工夫できればと思います。

(加島委員長) マイナンバーのアルバイトに関しては、常時4人くらいが必要になるということですね。

(所管課) 神奈川区では常時3名は確保するようにしています。

(加島委員長) マイナンバーのアルバイトに関してはやはりある程度雇い方を決めた方が良いのではないですか。

(所管課) 2か月雇用の決めというのは市の方で決めているので、長期で雇うのか2か月以内なのか、という決める話は難しいと思います。できるだけ長く雇う、経験者をなるべく雇う等や研修のことは気を付けたいと思います。

(中野委員) 3月までは自分の区で使っていた臨時的任用をそのままアルバイトとして使っていたが、それ以降は他の区の臨時的任用を使ったのはなぜなのか。雇用期間とか継続期間の問題ですかね。

(所管課) 1名は嘱託員で採用していますし、2名はプライベートの都合でそういった状況になっています。その他2名に関しては声をかけながらまた来てもらうようにはしています。

(加島委員長) 他にございますか。

(砂川委員) 資料4-1のP7エとカはこの書き方では内容が重複してしまっているように見えます。カで言いたいのは、情報共有を含めた意識向上ということだと思うのですが、大半が意識向上のためには情報共有をすることによって絞られています。エと同じなのか、それとも違った角度からの要素も含めて職場の風土づくりの内容を入れたほうが良いのかなと思います。

また、P8キ(ア)とP3ア(ア)も被ってきているので、まとめても良いのかと思われま。

(事務局) もともとは神奈川区に限定されず、18区に共通するような項目を最初の方にだして、その他のところには神奈川区やそれ以外のところ後に集めて書いていました。保管のところは最初のP3ア(ア)の部分にまとめるということでよろしいですかね。

(砂川委員) (イ)(ウ)はその他にあたるような内容なので、(ア)だけ違和感があるかなと思います。

(加島委員長) 職場風土のところはどうですかね。砂川委員の言われた通りだと思います。情報共有だけではないですね。働きやすいとか、顔の見えるというような、その辺りを中心に。

(砂川委員) 研修とかそういう意識も含めて、職場風土にあたるのかなと。

(所管課) 項目はこのままで、職場の風土づくりについて内容を充実させるということよろしいでしょうか。

(加島委員長) 他にございますのでしょうか。所管課の皆さまを踏まえた質問は以上でよろしいですか。それでは、所管課の皆さまお疲れ様でした。

これから、意見集約に移りたいと思います。御意見があればお願いします。

(事務局) 報告資料の書きぶり等についてお話しただければと思います。

(西村委員) 共通のルールを作るという書かれ方は良いことだと思います。資料3-2を見ていると他区の臨時的任用の方もいるので、前の区ではこうしていた、とならない方が良いです。共通のルールというのが

資料にちりばめられたのは非常に良いのかと思います。区ごとの裁量に任せたルールにはこの手のことは向かないのかと思います。

(加島委員長) 本年度見た区役所とかなり違いましたね。統一した方が良いと思います。

3月までに他区戸籍課から異動してきた方が2人いるのですが、こういう方達はどう思ったのでしょうかね。

(事務局) マイナンバーカードに限らず、〇〇区方式というものがあります。

(西村委員) アルバイトの方が朝会とかに出られないとなると、直すきっかけもなく「これで良いと思っていました」となってしまうのかと。

(加島委員長) たぶん戸籍業務は本当に区ごとに違うでしょうね。変えるのは難しいのではないですかね。風土的にできてしまっていると。

(事務局) 鍵の管理やチェックの仕方、廃棄の仕方という基本的なルールというのは、どこの区も同じとするのが良いのかなと。

(西村委員) 幹の部分は同じのほうが良いと思います。

(加島委員長) なかなか、戸籍業務ルールを統一してやるとなると時間がかかるが、マイナンバーカードは新しい業務なので統一してやってもらいたいと思います。

(中野委員) 新しい仕事なので、どこまで落ち着くのか、どこまでなら業務の形に適するか模索しているところなのかと。国からの資料自体が各自自治体によるというものなので仕方なかったと思います。ただ、これからは交付数も落ち着くので、そこを固めていけるのかと思います。

(砂川委員) 鍵の保管状況もマイナンバーカードはこう強化されましたありますが、他の書類も一緒に考えた方が良いのかなと思います。同じことと言えば同じことです。

(中野委員) 一度に全部現場に求めると、現場がパンクする可能性があるので、まずはできるところを少しずつでも良いのかなと思います。1つの管理が徹底できれば、他の管理にも影響が及ぶことを期待するしかないのではないですかね。

(事務局) マイナンバーの鍵の管理に関しては、P4「ただちに～」というところからですが、神奈川区は常時施錠ということで変更しましたが、他のある区のやり方を見るとカードになるべく触れる回数を減らすために、予約を取らずに、当日いきなり窓口に来たお客様を、窓口のローテーションに入った職員が保管場所に行きカードを一枚抜きとるといった形をとっているところもあります。そういうやり方なので、カードの入ったキャビネットは日中施錠管理ができません。数分に1人程度来るので、そういうやり方を取っていますが、その辺りをどう評価するかというところで書きぶりが難しかったです。事務局としてはただちに統一できない場合は、他のやり方も認めつつ、それに伴うリスクを適切に配慮してやってくださいという書きぶりにしています。その辺りはいかがでしょうか。

(砂川委員) 現実としてはただちに変わるというのは難しいですよ。

(加島委員長) かなり件数落ちてきていますので、そのやり方で良いような気がしますけどね。封筒に入れておいて予約をしておいてそちらに移し替えて来なかったらまた戻す、としていると絶対何か起きそうですよね。

(中野委員) 随時その方式に移るとするのは検討課題の1つとしてあげてもらっても良いと思います。ただ一方でマイナンバーが導入されたばかり

りなので、一番はこれからの確定申告や4月の異動や就職の時期なので、その業務の増減が計れないと、恒常的な業務量を計るのは難しいと思います。だから今後の検討課題としてその辺りは適切な方式を考えて頂きたいということは書いて欲しい気がします。

(事務局) むしろ、今挙げた方式の方が望ましいかもしれないのですかね。

(加島委員長) 予約は全く取らないのですか。

(事務局) 取らないです。

(加島委員長) 予約だけとって別部分で作業を補っても良いですよ。

(中野委員) 予約を取る場合には予約を取ったら早いのですよ、というメリットがないと予約する人がいなくなってしまう。それに対する効率性ですよ。予約していたのに今から探すのか、となってしまう。

(事務局) 予約をして、事前にそのカードだけを抜き出すということをする、数千枚のカードに触る人を準備する人だけに限定できます。準備作業に携わる人に限定でき、それ以外の人はそこには触らないとなります。

(加島委員長) たぶん時間の分岐点があるのですよね。

(中野委員) 効率性という意味では予約方式が優れているのですが、セキュリティという面ではリスクを上げてしまいますね。それに当面予約を全部やめて業務が回るのかどうかもわかりません。先程の方式への移行と鍵のかかる場所へ移すということを適宜検討していくという感じですかね。

(事務局) それではここではやり方を決めないという、この書き方ということではよろしいでしょうか。

(加島委員長) はい。上野委員、塩入委員から何か御意見は来ていますか。

(事務局) 調査後に、追加で意見を伺っていました。塩入委員は資料4-2の5のアルバイトの業務範囲について御意見を頂いています。こちらの主に2つめの業務に見合った責任を持てる人を雇い、アルバイトはここまでというように業務を分けるべきではないかといった御意見をいただきました。他にも3の研修のアルバイトの研修についても、アルバイトの研修内容は理解がしやすいように頻度や内容を考えたほうが良いという御意見を伺いました。上野委員からも、先程のアルバイトの件は同意をいただいております、他にも1ページの1(3)の一つめの課の目の届かない場所での作業は良くないのではないかと、また書庫での作業が防げないのであればせめて書庫の中だけでも防犯カメラを設置して、大事な書類の取扱に関しては不正な作業がされないような措置をするべきではないか、という御意見をいただきました。お二方からはそういった点からの御指摘でした。

(加島委員長) 神奈川区の資料の「監視カメラ」の部分は、前に(西村委員)委員に御意見いただいた通り「防犯カメラ」に直した方が良いですかね。職員を監視しているという意味合いになってしまいます。

(西村委員) 犯罪を防ぐ、という意味での防犯カメラですね。

(加島委員長) あとは外にカメラをつけると監視カメラのようになってしまいますので、中央とかに付けて、見れば誰が書庫に入ったか分かるかといったような感じで良いと思いますが、付ける場所ですよ。

(所管課) 今はカメラ型ではなくて、球体の形が主流なので、あまり気にならないかもしれないですね。

(中野委員) そこは難しいです。脅し用というか、動かない監視カメラというのもそれはそれで意味があります。防犯カメラがあるという意識が

防ぐということもあります。そこで密やかなものを付けたほうが良いのか、明らかなものを付けたほうが良いのかというのは悩ましい処です。

(加島委員長) これは個人情報保護審議会でもかかるのですかね。

(中野委員) なるほど、それも審議されるのか。

基本的には必要性があつて相当な範囲で、なおかつ組合との話し合いを得ているのが望ましいとか規則で明示していることが望ましいとかそういうルールがあると思います。

(加島委員長) 先程非公開の部分でも、書き方を工夫して、残せるところを残しておいた方が良いでしょう。非常に重要なこともあったと思いますので、議事書きぶりを考えてみてください。

被害届を出しているから全て外すということではなくて、被害があった人に対する対応をちゃんとやりなさいよという提言をきちんとしておいた方が良いでしょう。微妙ですが、書き方を工夫して入れるべきかと思います。

(中野委員) 治安上のリスクが生じないかどうかと、神奈川区がしている説明に齟齬があるとまずいので、その辺りを検討して神奈川区に確認をしていただいて対応いただければと思います。

(加島委員長) はい、お願いします。他になにかございますか。

(事務局) 事務局から次回の修正点について確認させて頂いてよろしいでしょうか。

まず、P8 (ウ)についていかがでしょうか。提言として残した方がよろしいでしょうか。

(加島委員長) はい。そうですね。

(事務局) では検討されたいという形ではなく、必要だ、ということで。

(加島委員長) 被害届の提出にするかどうかを含めて検討して頂ければと思います。

(中野委員) つまり「被害届等」という書き方にするか、「被害者に対する対応」という広い書き方にして被害届も含めて書くということにするかですね。

(加島委員長) はい。そんな書き方で考えて頂ければと思います。

(事務局) もう1点確認させていただきたいのですが、P6 (イ)の廃棄の際の確認というところを、責任職が1枚1枚というところではなくて、2名以上ということで御意見をいただきましたが、具体的には責任職は1人はいったうえで2名以上ということか、必ずしも責任職に限らず2名で廃棄確認をするということか。

(西村委員) 責任職とあともう1人ということ。責任職2人ということではなく、責任職1人とあともう1人責任職でもなくて良いと思います。そこまで書く必要はないですが。

(加島委員長) 責任職が確認するというのは、廃棄を実際するのは責任職ということではないですね。

(西村委員) いや、責任職が1人廃棄台帳で確認して、もう1名一緒に責任職を含む2名体制で1枚1枚裁断をかけるべきである、ということです。

(中野委員) 要するにシュレッダーをかけながら、スッと自分のポケットに入れてしまうのを防ぐということですね。

(事務局) 実際はシュレッダーをするのか、今ある死亡者等だけで2千枚あるというお話があつて、更に3か月以上のものは4千枚あるというこ

とですが、それをたぶん大量のものは、局の方で手配して業者に頼んで溶解処分ということも考えられます。その場合は1枚1枚確認して、抜き取られないように密封して、確実に溶解するという事によろしいですかね。

(中野委員) そこはマイナンバーの廃棄についてのマニュアルに記載されているから大丈夫と思うけど、契約の時にきっちり固まった廃棄証明をもらうのと、場合によっては職員が現場に同行するかどうかも検討しても良いです。

(西村委員) この中だと重要なものだと、溶解処分を他の業者にしてもらう時、封かんする時、責任職2人以上で封かんをして判子押させると。

(加島委員長) 2か所に判子があれば良いということですよ

(西村委員) はい。そうすると責任職1人でやると何かあった時自分のせいにされるのも嫌だと思うので、2人でやると、確かにやったよね、ということが確認できます。自身の身の潔白を証明するためにも良いのかと思います。

シュレッダーの時は何も責任職2人でなくても、1人責任者がいれば他は一般の方でも良いと思うので。ただ、責任職が自分のポケットに入れたわけではないっていうのを証明してもらう人、という意味では2人でやった方が良くと思います。誰がシュレッダーしたのか、ということ廃棄台帳に判子させることで、身の潔白を証明できると。

(中野委員) 普通の個人情報であれば、廃棄さえ確実にすればいいんですが。僕が弁護士会でお願いしているのはマイナンバーと顧客の個人情報だけはシュレッダーに直行してくれということです。それと、下手に廃棄業者に頼むと危ないと言っています。今回のマイナンバーカードは公的認証の部分がでてくるので、そこはちょっと一段階あげてもらえると助かるかなと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(加島委員長) では、その辺りは工夫していただければと思います。では、次回の審議会では今回の意見を踏まえた中間報告をさせていただきます。

6 平成29年度報告書案について

(加島委員長) 次に、「(5) 平成29年度報告書案について」に移りたいと思います。前回の意見を受けて、修正案が出されています。事務局から説明をお願いします。

(事務局) こちらの報告書については次回委員会で最終決定となりますが、修正案について改めて御議論頂きたいと思います。具体的な内容については、担当係長から御説明します。

(事務局) <資料5に基づき説明>

(加島委員長) ありがとうございます。それではこれについて皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、報告書の内容については特に意見はなかったのですが、この案で確定したいと思いますので、よろしく申し上げます。

7 平成30年度以降の实地調査の方向性について

(加島委員長) 最後に、「(6) 平成30年度の实地調査の方向性について」に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 翌年度以降の活動につきましては、1月の委員会において調査先を選定し、3月に年間スケジュールの方針を決定する予定であります。このため、昨年度の個人情報の漏えい状況等について御説明させていただきます。

(事務局) <資料6に基づき説明>

(事務局) 補足しますと、事務局としましては、本年度の神奈川区の事故がって、今回の諮問答申ということをやっているのですが、その後の事後検証ということで、来年度のまた神奈川区戸籍課を見ていただければということをし少し考えております。また、最後に御説明いたしました案件もございますので、旭区生活支援課といった事案もありますので、こちらにも調査先の候補として考えております。ということで今現時点の事務局の考え方の1つとしては神奈川区戸籍課・旭区生活支援課ということを一案として御提案させていただきます。只今の説明を基に皆さまで来年度の調査先に関しては御意見伺いたいと思いますので、1つの案として考えて頂ければと思います。

(加島委員長) はい。それでは、これについて、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(加島委員長) 神奈川区にまた行くというのはどうなのでしょう。

(中野委員) まあきちんと実施や改善ができていくかという面では影響は大きいと思うのと、他の課の漏えいが多いかというところと限界があるところがあるので、1つの手ではあるのでしょうか。

(加島委員長) 何か報告書はもらって、きちんとこういう風にできたということをつける必要はあるように思いますが、行くとなると個人的には違うところを評価したいと思います。

(事務局) では、違うところを評価する方向ということで。

(加島委員長) できれば他の課をと思います。旭区的生活支援課は良いと思います。

(中野委員) これもお返しする時は本人から受領確認をもらってれば現実的じゃないかなと思いますが。どうなのでしょうかね。

(西村委員) これはどういう事案なのでしょうかね。他の人に誤って返してしまったのでしょうか。

(事務局) 窓口で実際は預金通帳とマイナンバーカード、年金手帳の3点を預かって、かごに入れて取扱い、コピーを取り、また同じかごに置いてカウンターでお客様のもとに置いた。職員は置いたということで返却したという意識だったが、お客さまは返されたという認識はなかったようです。その後自席に戻って作業をしていると、お客様が戻ってきてマイナンバーを申請書にお書きくださいというお話しをしたところ、マイナンバーカードは返してもらっていないとのことでした。

(中野委員) 他の2つは受け取っているのでしょうか。

(事務局) それはありました。お客様が受け取っていて、勘違いしているという可能性もあったので、その場で鞆の中等を随分時間をかけて確認していただいたのですが、マイナンバーカードだけ消えてしまった

ということでした。

(西村委員) マイナンバーカードをコピーしたのですよね。コピー機から取り忘れて違う職員が、ということはないのですか。

(事務局) 職員全員に聞き取り調査はしたが、覚えがないということでした。その場で声も掛け、コピー機周辺も含め探しましたが、見つからなかったとのことでした。

(中野委員) カードだからご本人がどこかに入れてしまって、忘れてしまったということもあるかもしれません。

(事務局) 可能性としてはお客さんに渡っているという可能性もありましたが、お客様から、連日見つからないのかという連絡もきております。

(西村委員) 可能性としてはコピーの周辺に紛れているのが高そうです。

(中野委員) 落ちるとしたら上の蓋に張り付いていて、開けた時にするっと落ちてしまったのかなんですかね。ただ、サインをもらうとなると預かる時にサインをもらってないのに、返却の時にサインをもらってというのはいかがでしょうか。

(加島委員長) 方式として甘い気がしますね。

(事務局) 普通は1つずつ返しますという確認をするものだと思いますが、それをしなかったということでした。返却の仕方が良くなかったです。

(加島委員長) 預かっているもののチェックとかはあるのですか。

(事務局) それを返す時には「お返ししますね」と確認しながら返すのが普通だと思いますが、それをしていなかったようです。

(中野委員) 何を預かったというのはチェックしないで、何で本人確認をしたかというのをチェックするのが普通だと思います。

(事務局) 預かったものは全てコピーをとっているのですが、リスト化をしなくても手元にコピーがあるというところでした。

(加島委員長) 10月18日に神奈川区の件があり、11月15日にこういうことがあるというのはアナウンスが足りていないと思います。

(中野委員) 課が違うのでなんとも言えませんが。

(加島委員長) 区の事例として新聞にあれだけ書かれましたからね。アナウンスはしたと思うのですが

(事務局) 全区局の区局長の会議で、それは話してはいます。横浜市全体の体質を非常に問われるかと思えます。

(加島委員長) 徹底されていないということですね。1か月経ってないということなので、とんでもないことだと思います。

(中野委員) 我々が他区戸籍課に行った後にこういうこと自体、どうしてこういうタイミングだ、とは思いますが。

(加島委員長) 他に御意見はありますか。区役所でなくて本庁のほうが良いということはありませんか。

(砂川委員) 去年は2年間含めてみたいな話をしましたよね。あれと連動しているのですかね。

(中野委員) 戸籍課に問題があるのは確かで、そこを確実にしないと、とい

	<p>うのは分かるのですが、戸籍が確実になるまで我々が調べ続けるのかという気もしてきました。</p> <p>(加島委員長) 旭区生活支援課はやるということによろしいですかね。あと1つをどうするか、また検討して、次回提案していただければと思います。</p> <p>(事務局) ではまた改めて調整させていただきます。</p> <p>(加島委員長) それでは、ただいま頂いた御意見について事務局で調整いただいた上、次回委員会で改めて検討する、ということによろしいでしょうか。</p> <p>8 その他</p> <p>(加島委員長) それでは、次にその他ですが、事務局から何かございますか。</p> <p>(事務局) 特にございません。</p> <p>(加島委員長) 委員の皆様からは何かありますでしょうか。よろしいですか。では、次回の日程について事務局からお願いいたします。</p> <p>(事務局) はい。次回の第5回委員会の日程でございますが、1月11日木曜日、午前10時からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(加島委員長) よろしいですか。では、本日予定しておりました議事は以上ですので、会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>
資料	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第3回委員会会議録 2 平成29年度スケジュールの変更案 3 平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査に係る追加説明資料 4 平成29年度神奈川区戸籍課における実地調査の結果について <ol style="list-style-type: none"> 4-1 平成29年11月9日実地調査の中間報告案 4-2 平成29年11月9日実地調査の意見概要 5 平成29年度報告書案 6 平成30年度以降の実地調査の方向性について <ol style="list-style-type: none"> 6-1 平成30年度実地調査対象の選定について 6-2 本市におけるマイナンバー制度に対する取組等について 6-3 横浜市記者発表資料(旭区生活支援課におけるマイナンバーカードの紛失について)

本会議録は、平成30年1月11日平成29年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員長 加島 保路